

社会福祉法人清里町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清里町社会福祉協議会定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会並びに会議等に出席したときは、社会福祉法人清里町社会福祉協議会役職員旅費並びに会議等実費弁償支給規程に基づき、費用を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。